

**台東区新型コロナウイルス感染症
拡大防止ガイドライン
(第2版)**

令和2年6月26日

台東区新型コロナウイルス感染症対策本部

目次

1	はじめに	1
2	感染防止のための基本的な考え方	1
3	区が講じるべき具体的な対策	1
	(1) リスク評価	1
	ア 接触感染のリスク評価	2
	イ 飛沫感染のリスク評価	2
	ウ 都内における感染状況のリスク評価	2
	(2) 施設環境整備対策	2
	ア 窓口等における対策	2
	イ トイレにおける対策	2
	ウ ごみの廃棄における対策	3
	エ 消毒・清掃	3
	オ 施設の定員	3
	カ 各施設の特性に応じた対策について	3
	(3) イベント向け対策	3
	ア 区主催イベント	3
	イ 民間主催イベント	3
	(4) 利用者等向け対策	4
	ア 利用者等に依頼する事項の明確化	4
	イ 利用者等に対する周知	5
	ウ 備品等の準備	5
	(5) 職員向け対策	5
	ア 職員の体調管理対策	5
	イ 勤務時間中における対策	5
	ウ 更衣室・休憩室等における対策	6
	エ 職員の勤務体制	6
	オ 体調不良者が出た場合の対策	6

1 はじめに

区では、これまで、施設の休館、サービスの休止やイベントの中止など、区民や区内事業者の多大なるご協力をいただきながら、新型コロナウイルス感染症対策に努めてきた。

令和2年5月25日（月）、東京都を含む全国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されたことは、感染症の対策における大きな区切りではあるが、新型コロナウイルス感染症が収束したものではない。そのため、新しい生活様式を定着させて、新たな日常を作り上げ、感染症防止と経済社会活動の両立を図っていく必要がある。

区では、新型コロナウイルス感染症への対策を図りながら、段階的に施設やサービスの再開を進めており、この過程において区の施設やサービス利用に関連して感染者が発生しないよう全力で取り組まなくてはならない。

そのため、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が令和2年5月4日及び5月14日に公表した「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」並びに東京都の「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～『新しい日常』の定着に向けて～」を踏まえて区としての感染防止対策を整理したガイドラインを策定する。

なお、今後、再開した施設やサービスの運営状況とともに、国や都の動向も注視し、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行っていく。

2 感染防止のための基本的な考え方

区は、施設の規模やイベントの形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、施設に来館する者及びイベント参加者（以下「利用者等」という。）、職員及び出入りする民間事業者等（以下「従事者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずることが求められる。

本ガイドラインは、特に感染を拡大させるリスクが高いと考えられる密閉空間（窓が無い等換気の悪い空間である）、密集場所（多くの人々が密集している）、及び密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「3つの密」）のある場の発生を防ぎ、自己への感染とともに、他人への感染を徹底して予防することを目的としている。

なお、施設やイベントの特性により、生じるリスクとその対応策も異なることが想定されることから、業界団体が作成している各種ガイドラインや、近隣の類似施設の取組状況等も踏まえて対応するものとする。

3 区が講じるべき具体的な対策

(1) リスク評価

施設管理者及びイベント主催者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染及び飛沫感染のそれぞれについて、従事者や利用者等の動線や接触を考

慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を講じることが求められる。

また、東京都では、感染状況、医療提供体制等の観点から7つの指標を用いて常にモニタリングを行っており、感染拡大の兆候を把握した場合には、「東京アラート」を発動することとしている。そのため、都内における感染状況のリスク評価についても留意する必要がある。

ア 接触感染のリスク評価

他者と共用する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、カウンター、椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、車椅子等の貸出機材 等）には特に注意を行う。

イ 飛沫感染のリスク評価

施設及びイベント会場における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声を出す場所がどこにあるか等の評価する。

ウ 都内における感染状況のリスク評価

東京アラートが発令された場合の施設及びイベントへの影響について評価する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

(2) 施設環境整備対策

ア 窓口等における対策

- 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- 利用者等の列が想定される場合には、立ち位置の目印を付すなど行列の整理を行うことで混雑を防ぐ。
- 資料や現金の受け渡しは、トレイや机上等に置き、直接手が触れないようにする。

イ トイレにおける対策

- 便器内は、通常の清掃とし、個室のドアノブなど不特定多数の人が触れる場所は、消毒を行う。
- 便座に蓋がある場合は、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ハンドドライヤーや共用タオルの使用は禁止する。

ウ ごみの廃棄における対策

- 鼻水、唾液などが付いたマスク等のごみは、ビニール袋に入れて縛るなど密閉したうえで捨てるようごみ箱周辺など施設内に表示する。
- ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用するとともに、マスクや手袋を外した後は、必ず石鹸と流水で手を洗うか、手指消毒を徹底する。

エ 消毒・清掃

- 不特定多数の人が触れる場所・器具等（ドアノブ、カウンター、椅子、エレベーターのボタン等）は、次亜塩素酸ナトリウム水溶液又は市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤とペーパータオルを用いてこまめに消毒する。
- 使用済みのペーパータオルは通常のごみと同様に廃棄する。

オ 施設の定員

- 人数制限については、対人距離が最低 1m（できるだけ 2m）の距離を保てるよう、対策を行う。
- 定員を定めている施設については、その 50%以下の人数で利用制限を行うことも可とする。

カ 各施設の特性に応じた対策について

- 高齢者や持病のある方が多く利用する施設については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を検討する。

(3) イベント向け対策

ア 区主催イベント

区主催イベントについては、法定のもの又は区民の生命に直接関連性が高いものを除き、6月30日まで中止又は延期を続けてきたが、7月以降は、本ガイドラインに基づき、感染防止策を徹底して実施することを前提に開催を可能とする。ただし、開催にあたっては、実施による効果を十分勘案し、個別に判断することとする。

人数等イベントの規模については、国及び東京都の考え方に準拠する。

イ 民間主催イベント

民間主催イベントのうち、区が共催、後援するイベント及び区が補助金を支出するイベントについては、以下の通りとする。

(ア) 区が共催するもの

区が共催するものについては、区も主催者の一員であることから、区主催イベントと同様の対応とする。

- (イ) 区が後援するもの及び補助金を支出するもの
事前に感染拡大防止策の計画を提出してもらう。

(4) 利用者等向け対策

ア 利用者等に依頼する事項の明確化

施設への来館及びイベントへの来場にあたり、感染拡大の防止のため利用者等に依頼する事項を明確化し、協力を求める。なお、利用者等に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられる。

- (ア) 来館（来場）前 2 週間において以下の事項に該当する場合は、自主的に来館を見合わせいただくよう要請すること。
- 37.5 度以上の発熱（または平熱比 1 度超過）
 - 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 嗅覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等の症状
 - 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触
 - 感染が疑われる同居家族や身近な知人との接触
 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者と濃厚接触
- (イ) 団体利用の施設、文化施設や体育施設の個人利用など、入館券や使用券を購入して入館する施設、事前予約を行う個人利用施設及びイベント開催時についてはチェックリストの提出等により体調を把握すること。チェックリストの例は別添 1、別添 2 のとおり。
- (ウ) 咳エチケットの徹底、マスク着用及びマイタオルを持参すること。
- (エ) 施設への入館時、イベント会場への来場時をはじめとして、こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- (オ) 人との接触を避け対人距離を最低 1 m（できるだけ 2 m を目安に）確保すること。
- (カ) 大声での発声や歌唱、声援を行わないこと。
- (キ) 万が一感染が発生した場合に備え、保健所等の公的機関が実施する調査に協力できるよう準備しておくこと。なお、以下のような方法が考えられる。
- 団体利用する施設においては、各団体において、利用日毎の名簿を作成してもらい、当日受付にて作成されていることを確認する。名簿の例は、別添 3 のとおり。
 - 文化施設や体育施設の個人利用など、入館券や使用券を購入して入館する施設、事前予約を行う個人利用施設については、チェックリストの提出等により把握する。
 - 区役所など、自由な出入りが可能な施設や、不特定多数を対象とするイベ

ントについては、利用者や参加者に「来館・来場日時の記録」をお願いし、施設で感染者が出た場合は、ホームページやプレスリリース等で周知する。

- イベントの主催者は、イベント従事者の健康状態及び氏名、緊急連絡先を把握しておく。また、事前予約制イベントの主催者は、参加者の健康状態及び氏名、緊急連絡先を把握しておく。

(ク)施設利用又はイベント参加後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに施設又はイベント主催者に報告してもらうこと。

イ 利用者等に対する周知

上記、「ア 利用者等に依頼する事項の明確化」に基づき実施する方策や国がリリースを開始した新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称：COCOA）について、入口、窓口並びにトイレ等施設内へのポスター掲示、館内アナウンス、ホームページ及びツイッターなど、様々な広報媒体を活用して、利用者等に周知を行う。ポスターの例は、別添 4 のとおり。

ウ 備品等の準備

感染拡大の防止のため、原則として以下の備品等を準備しておく。

- アルコール等の消毒液。
- 受付等に設置するアクリル板や透明ビニールカーテン（設置の際は、スプリンクラーや火災報知器の動作に影響が無いよう配慮する）。
- 持参・着用していない利用者等向けの予備マスク（次回は持参するよう促す）。
- 利用者等用体温計。

(5) 職員向け対策

新しい生活様式を啓発し、定着させるため、職員は自ら率先して感染症対策を実践していくものとする。

ア 職員の体調管理対策

- 職員が使用する制服や衣服は、こまめに洗濯する。
- 職員は、出勤前の検温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認し、毎日の報告を徹底する。

イ 勤務時間中における対策

- 職員は、マスクを着用するとともに、手洗いや手指消毒を徹底する。ただし、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを外すか判断する。
- 職員間で、最低 1m（できるだけ 2 m）の距離を保てるよう、人員配置に配慮する。

- 1 時間に 1 度、5 分程度扉や窓などを開けて、建物や施設内の定期的な換気を行う。
- 窓のない部屋においては、常時入口を開ける他、換気扇や扇風機等を併用することにより十分な換気に努める。

ウ 更衣室・休憩室等における対策

- 更衣室・休憩室の規模に相応しい人数以上の入室を制限し、休憩する際も対面での食事や会話をしないよう徹底する。
- 特に、屋内の休憩スペースについては、座席間のスペースを十分にとり、できる限り換気を行う。
- 職員同士が共用する物品や、手が頻繁に触れる場所をなるべく減らし、共用を避けることが難しい物品等（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- 職員は、更衣室・休憩室に入退室する前後の手洗い・消毒を徹底する。

エ 職員の勤務体制

- 職員の移動抑制による感染拡大防止の観点から、引き続き時差出勤を継続する。

オ 体調不良者が出た場合の対策

- 体調不良の場合は、休養を促し、勤務中に体調不良となった場合には、直ちに帰宅させ自宅待機とする。なお、サービス上の処理は事故欠勤とする。

〇〇〇の利用にかかる新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

利用者氏名 利用日 令和 年 月 日 (曜日)
 住所 利用時間 ~
 電話番号 利用場所
 利用目的

【ご利用いただく前に】

活動を始める前にチェック項目をご確認のうえ、提出してください。

当施設で感染者が発生した場合に保健所に連絡できるよう1カ月間保管します。

	チェック項目	チェック欄
1	利用当日の体温に異常がない	
2	利用前2週間において以下の事項の有無	
	ア 平熱を超える発熱がない	
	イ 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状がない	
	ウ だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)がない	
	エ 嗅覚や味覚の異常がない	
	オ 体が重く感じる、疲れやすい等の症状がない	
	カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がない	
	キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない	
	ク 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がない	
3	マスクを持参している(ハンカチ等で代用可)	
4	施設利用前後においても、施設内で3つの密を避けるよう心掛ける	

※該当しない項目がある方は、利用の自粛をお願いします。

※ご記入いただいた個人情報、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにのみ利用させていただきます。その他の利用目的のために利用することはありません。

〇〇〇の利用にかかる新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

利用者 (代表) 利用日 令和 年 月 日 (曜日)
 住所 利用時間 ~
 電話番号 利用場所
 利用目的

【ご利用いただく前に】

活動を始める前にチェック項目をご確認のうえ、提出してください。複数で利用される場合は、利用者全員で確認のうえ、記入してください。当施設で感染者が発生した場合に保健所に連絡できるよう1カ月間保管します。

	チェック項目	チェック欄
1	利用当日の体温に異常がない	
2	利用前2週間において以下の事項の有無	
	ア 平熱を超える発熱がない	
	イ 咳 (せき) 、 のどの痛みなど風邪の症状がない	
	ウ だるさ (倦怠感) 、 息苦しさ (呼吸困難) がない	
	エ 嗅覚や味覚の異常がない	
	オ 体が重く感じる、疲れやすい等の症状がない	
	カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がない	
	キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない	
	ク 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がない	
3	マスクを持参している (ハンカチ等で代用可)	
4	施設利用前後においても、施設内で3つの密を避けるよう心掛ける	

※複数の利用者でチェック項目を確認する際は、全員で確認することとし、該当しない項目がある方は、利用の自粛をお願いします。

※ご記入いただいた個人情報、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにのみ利用させていただきます。その他の利用目的のために利用することはありません。

(例)

別添 3

令和 年 月 日 (曜日) 利用者名簿

(枚 / 枚中)

No.	氏名	住所	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			

※この名簿は、利用日毎に作成していただき、施設のご利用日に窓口にて持参して、係員にお見せください。

※この名簿は、施設利用後1か月間、代表者が保管してください。新型コロナウイルス感染症の調査のため、必要に応じて保健所等の公的機関へ提出をお願いする場合がありますので、参加者へも事前にその旨周知をお願いします。

〇〇〇をご利用の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の再拡大を防止するため、〇〇〇を利用にあたっては、以下の内容を順守していただきますようお願いいたします。

- 1 以下の事項に当てはまる方は原則として〇〇〇の利用をご遠慮願います。
 - ・ 37.5 度以上の発熱（または平熱比1 度超過）のある方。
 - ・ 息苦しさ・強いだるさのある方。
 - ・ 軽度であっても咳・のどの痛みなどの症状がある方。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性者と濃厚接触のある方。
 - ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者と濃厚接触のある方。
- 2 こまめな手洗いや、出入口等に設置しております消毒液による手指の消毒をお願いします。
- 3 マスク着用など咳エチケットに配慮いただくとともに、マイタオルの持参をお願いします。
- 4 人との接触を避けるため、人と人との間隔を最低 1 m（できるだけ 2 m）開けていただきますようお願いいたします。
- 5 大きな声での会話等を避けていただくようお願いいたします。
- 6 （団体利用の場合）万が一感染が発生した場合に備え、参加者の把握（氏名・緊急連絡先を記載した名簿の作成）をお願いします。必要に応じて保健所等の公的機関へ提出をお願いします。参加者へも事前にその旨周知をお願いします。
- 6 （個人利用の場合）万が一感染が発生した場合に備え、氏名・緊急連絡先の記入をお願いします。必要に応じて保健所等の公的機関へ提出する場合があります。
- 7 〇〇〇利用後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに以下の連絡先に報告してください。
- 8 接触確認アプリ（略称：COCOA）をインストールしましょう。

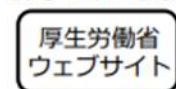
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



台東区 〇〇部 〇〇課 電話 03-5246-0000